

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。またそれを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的の設定及び内容の適切性

評価の視点2：大学の理念・目的と、学群・学類、学部・学科、研究科・専攻のそれぞれにおける教育目的等との整合性及び各設定、内容の適切性

駒沢女子大学（以下、本学）は昭和2（1927）年に創立された学校法人駒澤学園が運営する高等教育機関であり（根拠資料1-1「学校法人駒澤学園寄附行為」）、女子教育機関として多くの人材を育成してきた学園の伝統をふまえ、平成5（1993）年4月に開学した。開学当初は人文学部のみで1学部体制であったが、現在は1学群2学部（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、1研究科（人文科学研究科）を擁するに至っている。

本学は開学以来、道元禅師の禅の精神に基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、これを根幹において教育・研究活動を展開してきた。「正念」とは「坐禅」のことであり、体と心を整え、静かに自己の心を開き、自身の輝きを見つめていく行いによって自己の確立を目指すことである。「行学一如」とは、このような「正念」によって確立された自己において、学業と日々の実践とを切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことである。つまり本学の建学の精神とは、「正念」により自己を確立し、「行学一如」によって本学で学んだ知識や技術を社会のそれぞれの領域で活かし最善を尽くしていくことに他ならない。

この建学の精神をふまえて、本学の教育の目的は「駒沢女子大学学則」（根拠資料1-2【ウェブ】）第1条（目的）に次のように明示されている。

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。

また、この目的をより具体的に明示したのが、学則第1条の3に示す「教育目標」である。この教育目標は4つの養成項目からなり、それぞれの養成項目は上記第1条の「目的」の条文を反映したものとなっている。

第 1 条の 3 第 1 条に規定する目的を達成するための教育目標は、次の各号に定めるものとする。

自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

この教育目標の 4 つの養成項目は、大学の理念である「正念」「行学一如」を、学生に獲得させたい資質として具体化したものであり、また、前半 2 つは主に教養教育の課程を意識し、後半 2 つは主に専門教育の課程を意識したものとなっている

これら 4 つの教育目標は、各学群・学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）にも反映されており、大学全体の教育目標と各教育課程との一貫性が図られている（このことは第 4 章で詳述する）。

なお、教育課程については学則第 24 条「教育課程及び履修方法」に、人間総合学群では教養教育科目と専門教育科目（人文学部では共通教育科目と専門教育科目）、人間健康学部及び看護学部では教養教育科目と専門基礎科目と専門科目を柱として授業科目群を構成していることが明示されている。

このような本学の建学の精神、教育の目的、教育目標は「教育基本法」及び「学校教育法」に基づいて適切に設定されているか、以下に検証する。

まず「教育基本法」第 7 条には、大学教育について「高い教養と専門的能力を培う」とことと「深く真理を探究して新たな知見を創造」すること、そしてその成果を「広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが謳われている。また、「学校教育法」第 83 条には、大学の目的として「広く知識を授ける」とことと、「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことが掲げられ、「その成果を広く社会に提供することによる社会の発展への寄与」が謳われている。「教育基本法」と「学校教育法」のいずれの法令も、大学教育の目的として、幅広い教養教育と深い専門的知識を施すこと、そして、この両者を前提にして知的、道徳的及び応用的能力を高め、それを広く社会に提供していくことが定められている。

これに対し、本学の学則第 1 条では、まず「道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ」と記され、前述の「正念」、「行学一如」の建学の精神を教育の基盤にしていることが示され、「人間性ゆたかな現代女性を養成することを目的とする」とあり、これは「高い教養力と専門的能力を培う」（「教育基本法」第 7 条）ことに適合しているといえる。

また、学則の同条には「十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる」ことも明示されているが、これは「深く真理を探究して新たな知見を創造」すること、その成果を「広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことを謳う「教育基本法」第 7 条の趣旨に適うものである。

続いて学則第 1 条の 3 では教育目標が示されるが、そのうち「自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成」と「自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成」とは幅広い教養教育を目指すことが示されており、「社会的責務を果たすことのでき

る専門力と判断力の養成」と「文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成」とは深い専門知識の修得とその成果を社会に還元することのできる人材育成を示している。

以上のように本学の教育の理念・目的は、法令に即した適切性を保ちつつ、本学の建学の精神を基盤に、その独自性を発揮できるよう設定されているといえる。

次に大学の理念・目的が、本学の学群・学部等において整合性をもって設定されているかを点検する。以下に本学の学群・学部等の構成とその教育目的を示す学則第4条を掲げる。なお、平成30(2018)年度は人間総合学群に1年次生、人文学部に2~4年次生が在籍している。人文学部においても理念・目的の設定については同様と判断できるので人文学部については触れないこととする(根拠資料1-3【ウェブ】)。

第4条 本学に人間総合学群、人間健康学部及び看護学部を置く。

- 2 人間総合学群には、人間文化学類、観光文化学類、心理学類、住空間デザイン学類を置き、人間健康学部には、健康栄養学科を置き、看護学部には、看護学科を置く。
- 3 前項の学群学類、及び学部学科の教育上の目的を以下のように定める。
 - (1) 人間総合学群は、人間諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。
 - (2) 人間文化学類は、文化や社会に対する理解と、実践的なコミュニケーション能力の双方を身に付けることで、グローバルな時代の変化に対応でき、現代社会に参加し貢献していく資質を有する人材の育成を目的とする。
 - (3) 観光文化学類は、国際人としての教養、観光の専門家となるための知識と技能を習得し、国際的な交流及び協力に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (4) 削除
 - (4)の2 心理学類は、心理学の専門的知識及び技能を学修し、現代社会の多様化する心の問題に主体的に取り組み、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (5) 住空間デザイン学類は、生活空間の演出を学修することにより、人が暮らしやすい社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (6) 削除
 - (7) 人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成することを目的とする。
 - (8) 健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的とする。
 - (9) 看護学部は、自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成を目的とする。
 - (10) 看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護師・保健師を育成することを目的とする。

さて、人間総合学群は、平成 5 (1993) 年の開学以来本学の中心的位置を占めてきた人文学部を発展的に改組した学群であり、この学群の教育の目的は、上記の学則第 4 条 3 (1) に「人間諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする」と明示されている。これは様々な分野にまたがる 4 学類の教育目的の根幹となっている。このように人間総合学群では、教養教育を基盤としつつ、それぞれの専門分野における実践的な技能を教授し、その教育的成果としてものごとを主体的に判断できる人間性豊かな人材を育成することが目指されており、これは大学の理念及び教育目的を人間総合学群の学問領域において果たすべく設定されたものと判断することができる。

次に、人間健康学部健康栄養学科は、40 年余りにわたり栄養学と食品学の教育を中心とする実践的な女子教育を行ってきた駒沢女子短期大学食物栄養科(前身は食物科)を改組(平成 21 (2009) 年 3 月 31 日募集停止)して新設された。本学部の教育の目的は「幅広い視点から専門的知識及び技術を教授する」ことを前提にして専門的職業人を育成することであり、本学の教育目的である「人間性ゆたかな現代女性を養成」という大学全体の教育の目的に適合していると考えられる。学部の教育の目的をふまえて健康栄養学科は「豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成する」ことが目的とされており、大学全体の教育目的及び人間健康学部の教育目的に適合することが確認される。

また、看護学部は人間総合学群とともに平成 30 (2018) 年 4 月に開設された学部である。本学はこれまで人文系・家政系の分野で教育研究を行ってきたが、医療系の学部の開設は本学の新たな教育研究活動の展開として位置づけられる。その教育の目的は「自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成」であり、これもまた本学の建学の精神である正念と行学一如がこの目的に反映されていることがわかる。

続いて、大学院人文科学研究科は、仏教文化専攻が平成 14 (2002) 年 4 月に、臨床心理学専攻が翌平成 15 (2003) 年 4 月にそれぞれ開設されているが、その教育の目的は「駒沢女子大学大学院学則」(根拠資料 1-4【ウェブ】) 第 1 条として次のように明示されている。

本学大学院は、道元禅師の禅すなわち「正念」・「行学一如」を建学の精神とする伝統をふまえ、広い視野を有し人間性ゆたかな現代女性を育成するとともに、それぞれの専攻分野における専門的研究を通じ高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

本学大学院人文科学研究科の教育の目的であるが、まず、「学校教育法」第 99 条では「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」との方針が示され、また「大学院設置基準」の第 3 条(修士課程)では「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」という方

針が示されている。これに対し、本研究科の教育の目的は、駒沢女子大学建学の精神を基盤とし、広い視野を有し、ゆたかな人間性を有する現代女性の育成を掲げ、その上で「専門的研究を通じて高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養う」としている。さらに両専攻ともに修士論文を修了要件とすることで、研究能力を養い、その研究過程の中で専門的な職業に必要な能力をも身に付けていくという方針が示されているのであり、本学大学院人文科学研究科の教育の目的は「学校教育法」・「大学院設置基準」の方針に適合しているといえる。

以上のように、本学では、大学の理念・目的を適切に設定し、それをふまえて整合性を保ちつつ学群・学部・研究科等の教育目的等を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点：学群・学類、学部・学科、研究科・専攻のそれぞれにおける教育研究上の目的等の適切な明示と、教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による周知及び公表

本学の理念・目的及び学群・学部・研究科の目的は、点検評価項目①において述べたように大学及び大学院の各学則に明示されている。これを本学の大学構成員（教職員及び学生）に対して明示するための刊行物としては、毎年学生に配布する『履修ガイド』（根拠資料1-5、1-6、1-7、1-8 平成29（2017）年度までは『便覧』と呼称）があり、建学の精神と教育の目的について学生向けにわかりやすく解説した文章を掲載し、学則及び学類、学科等の3つのポリシーも収録している。また、社会に対して公表するための刊行物としては、学生募集のための資料で、受験生や高等学校に配付する目的で作成された『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』（根拠資料1-9 書名は『Komazawa Women's University Junior College GUIDE BOOK 2019』、以下『大学案内』と略称する）があり、ここにも建学の精神をはじめ学群・学類、学部・学科、研究科・専攻の教育の理念、目的を具体的に説明している。

さらに本学ホームページ（以下HPと略称）では建学の精神及び学群・学部・専攻の教育の理念について、「学長メッセージ」（根拠資料1-10【ウェブ】）、「建学の精神と教育の理念」（根拠資料1-11【ウェブ】）、「教育研究上の目的」（根拠資料1-12【ウェブ】）として広く学内外に公開している。

また、本学における建学の精神及び教育の目的を学生に周知させる方法の一つとして「学燈会」が挙げられる。学燈会は毎週月曜日の昼休みに学長をはじめとする専任教員に外部講師も加えた幅広い分野の講師から講話を聴くという内容である。学生の自由意志による参加形態がとられているが参加者は多く、全学的な行事となっている。なおこの学燈会の講話はテープ起こしされて毎年冊子化されて学生に配付されている（根拠資料1-13『学ぶ心の燈』）。

以上から、大学の理念・目的及び学群・学部・研究科等の目的を学則に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対しても適切に公表していると判断できる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中長期計画及びその他の諸施策の設定

本学を運営する学校法人駒澤学園は、平成 22 (2010) 年 6 月、学園の将来構想を策定するための「中長期計画策定委員会」を立ち上げた。この駒沢学園中長期計画とは、学園創立 100 周年を迎える 2027 年度までの 15 年間 (2013 年度～2027 年度) を長期計画の枠組みとしてとらえ、15 年間のうちに 3 回、5 年を周期とする中期計画を策定実行し、各周期の年次進行の中で、PDCA サイクルを巡らせながら、検証と改善を繰り返すものである。本委員会は、各設置校、法人部門からの代表者 6 名により構成される。内訳は、大学 2 名、短期大学兼幼稚園 1 名、中高 1 名、法人 2 名であり、任期は 5 年である。委員選出の条件として、定年までの在職期間 10 年以上という枠を設けている (根拠資料 1-14「駒沢学園中長期計画策定委員会規程」)。

平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度を対象とする「第 1 次中期計画」(根拠資料 1-15【ウェブ】) は、当初、5 年間の最終年度に総括を行い、それを受けて同年度中に第 2 次中期計画の策定が行われることになっていた。しかし、最終年度である平成 29 (2017) 年度には、人間総合学群・看護学部の新設業務に追われ、分析・整理を行うだけの人員・時間の都合がつかず、また新設された学群・学部の組織改編によって第 2 次中期計画の内容の見直しも必要となったことから、平成 29 (2017) 年度中には完成に至らなかった。第 1 次中期計画の検証結果は「駒沢学園第 2 次中期計画策定に向けて」(根拠資料 1-16【ウェブ】) として平成 30 (2018) 年度に公表した。また、第 2 次中期計画の策定は、平成 31 (2019) 年 3 月末までに原案をとりまとめ、平成 31 (2019) 年 5 月に開催される評議員会において原案に対する意見を聴いた上で、同日開催される理事会で議決を得る運びとなっている。なお、第 2 次以降の中期計画の期間についてであるが、第 2 次中期計画の期間は平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間とし、第 3 次中期計画の期間は平成 36 (2024) 年度から平成 39 (2027) 年度までの 4 年間とすることとした。

さて、本委員会は、長期計画の具体的な方向性 (根拠資料 1-15【ウェブ】「基本姿勢」) として、次の 6 点を掲げている。

- ①女子総合学園としての形態を堅持する。
- ②学園運営の中心を大学・短期大学が担うように方向転換する。
- ③時流をこえて存続しうる学科と時流の影響を受けやすい学科をよく識別し、前者に関しては不動の姿勢を貫き、後者に関しては流動性を加味した計画を心がける。
- ④将来における各課程の定員数の削減や不採算部門の思い切った撤退を視野に入れる。
- ⑤人件比率低減のため、教職員、特に教員の数を法律上定められた数以上に増やさな

い努力をする。

⑥大学・短期大学においては、幅広い入学者層を想定した対策を練る。

この長期計画の具体的方向性のもとに、平成 25 (2013) 年度からの第 1 次中期計画では、以下のとおり 10 本の戦略プランを定めている。

- 1 一貫校としてのあり方
- 2 学生・生徒の確保
- 3 教育の充実
- 4 研究の充実
- 5 学生・生徒支援体制の充実
- 6 経営改革
- 7 人材の確保と育成
- 8 危機管理体制の確立
- 9 ステークホルダーとの連携強化
- 10 地域連携

各戦略プランには、「基本目標」「行動目標」「将来的展望」を定めている。「基本目標」は今回の計画で達成すべく設定された到達目標基準、「行動目標」は早急に取り組まなければならない課題、「将来的展望」は長期的な尺度で必要となる施策である。大学運営に必要なとされる視点はほぼ網羅されているといえよう。

以上、本学は、将来を見据えた中長期の計画その他の諸施策を適切に設定していると判断できる。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は大学の理念・目的、学群・学部・研究科の目的を、建学の精神に基づいて設定し、また、これらの理念・目的及び学群・学部・研究科の目的を、学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

また、将来を見据えた中長期の計画については中長期計画策定委員会がリードしつつ、さらに社会的ニーズや高等教育のめまぐるしい変化に柔軟に対応すべく、基本方針をふまえた改組を実施する等、適切な運用が行われているといえる。